

# 空家対策補助金のご案内

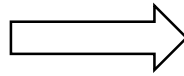
安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、空家の件数の減少や管理不全空家の発生を抑制するため、空家所有者の方向けの補助金を交付します。

## 1 片付け清掃補助

空家に残った家財道具(残置物)の片付けや、ハウスクリーニング費用を補助します。

- 申請できる人:下記の条件を全て満たす個人
- ・安曇野市内にある空家となっている建物の所有者であること  
(登記上の所有者の相続人が申請する場合は追加の書類提出が必要になります)
  - ・市税および国民健康保険税に滞納がないこと

- 補助の対象となる経費
- ・空家内外の残置物の処理費用
  - ・廃棄物処理費用(家電リサイクル料金を除く)
  - ・空家の庭木の伐採や草刈りの費用



対象経費の1/3  
上限10万円を補助

- 交付要件:下記の全ての要件を満たす必要があります
- ・申請年度末までに実績報告ができること
  - ・片付け、清掃等を実施後、**不動産業者と媒介契約を締結し、市空き家バンクに登録すること**  
(売却、賃貸どちらも可)
  - ・相続した空家ではない場合は、取得してから5年以上経過した空家であること

☆こんな方にオススメ!

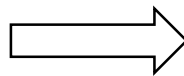
- ・亡くなった親の空家、使っていないから売却したいけど、家財道具がたくさん残ってて...
- ・いざ空家を売ろうと思ったら、庭の木が邪魔でこのままだと売れない、と業者に言われて...

## 2 貸家リフォーム補助

空家をリフォームして賃貸住宅にする場合に、その改修工事費用を補助します。

- 申請できる人:下記の条件を全て満たす個人
- ・安曇野市内にある空家となっている建物の所有者であること  
(登記上の所有者の相続人が申請する場合は追加の書類提出が必要になります)
  - ・市税および国民健康保険税に滞納がないこと

- 補助の対象となる経費
- ・空家の建物本体の改修工事費用
  - ・以下の費用は**補助の対象になりません**。
    - 1 建物本体以外の工作物や庭の工事
    - 2 家電リサイクル料金
    - 3 工事費用が総額10万円未満の工事
    - 4 建物本体を一度全て解体し建て直す工事



対象経費の1/3  
上限40万円を補助

- 交付要件:下記の全ての要件を満たす必要があります
- ・申請年度末までに実績報告ができること
  - ・改修工事後、**賃貸住宅として不動産業者と媒介契約を締結し、市空き家バンクに登録すること**
  - ・相続した空家ではない場合は、取得してから5年以上経過した空家であること
  - ・補助金の交付後、5年以上の間、賃貸住宅として運用(または借主募集)すること

☆こんな方にオススメ!

- ・思い出のある家だからまだまだ手放したくないけど、誰かに使ってもらえるなら...
- ・少しリフォームすれば使える空家、せっかくだから賃貸にして家賃収入を得たい!

◎メニュー①と②については、ひとつの空家について、両方の条件を満たす場合、併用が可能です! (総額上限50万円)

(裏面もご覧ください⇒)

## 空家解体補助

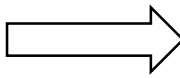
空家を解体除却し、更地にするための解体工事費用を補助します。

### ○申請できる人:下記の条件を全て満たす個人

- ・安曇野市内にある空家となっている建物、またはその土地の所有者であること  
(登記上の所有者の相続人が申請する場合は追加の書類提出が必要になります)
- ・市税および国民健康保険税に滞納がないこと

### ○補助の対象となる経費

- ・空家の解体工事費用
- ・解体後の敷地の整地費用
- ・解体工事に付帯する廃棄物処理費用  
(家電リサイクル料金を除く)



対象経費の1/3  
上限50万円を補助

### ○交付要件:下記の全ての要件を満たす必要があります

- ・申請年度末までに実績報告ができること
- ・敷地内の建築物、工作物を全て撤去し更地にすること(上下水道施設を除く)
- ・**解体工事後、敷地を不動産事業者を通じて売却**すること
- ・相続した空家ではない場合は、取得してから5年以上経過した空家であること

### ○その他:

- ・特に劣化が激しい空家(建物が崩れかけている等)を解体する場合、並びに、借地上の建物を地主が解体する場合には、補助要件や提出書類が一部異なります。詳しくはお問合せください。

#### ☆こんな方にオススメ!

- ・建物が古くて管理しきれないので、近所に迷惑がかからないうちに壊してしまいたい!
- ・施設に入所しているので、自宅を処分して子供に管理の手間がかからないようにしたい!

### 注意:補助対象になる「空家」とは(補助メニュー①~③全てに共通)

おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態(店舗や賃貸、別荘としての利用等)がない建築物等をいいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている(=不動産業者と売買・媒介契約を締結している)ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

\*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

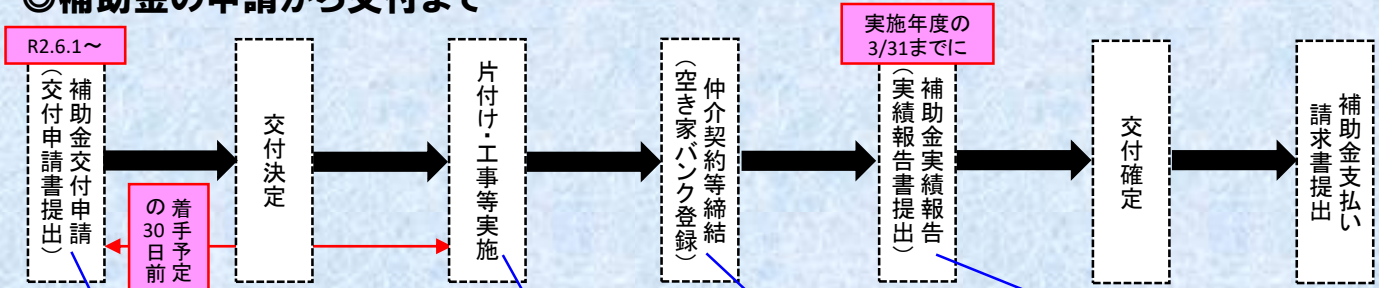
#### ◎補助対象になる建物の例

- ・所有者の死後、家財等がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・建物は使用していないが庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使用していないが農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のために宿泊している

#### ◎補助対象にならない建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手がつかない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手がない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

## ◎補助金の申請から交付まで



#### ◎添付書類 \*【内は場合によって必要

- ・誓約書兼同意書(様式第2号)
- ・片付け・工事等の見積書
- ・建物及び土地の登記事項証明書
- ・位置図(地図)
- ・着手前の写真

【空家の所有者と申請者の相続関係がわかる戸籍、及び他の相続人がわかる書類】

【他の所有者等の同意書(様式第3号)】

#### ◎着手できるのは交付決定後です

◎申請者が工事等の契約をし、その代金を支払う必要があります

#### ◎メニュー①②は空き家バンク仲介事業者と契約し、バンクに登録する必要があります

◎メニュー③は、不動産事業者と仲介契約または売買契約を締結する必要があります

◎**契約の締結日が交付申請日より前の場合は補助の対象外**になります

#### ◎添付書類

- ・片付け・工事等の契約書又は申込書
- ・片付け・工事等の領収書
- ・不動産事業者と締結した媒介契約書等
- ・事業実施後の写真